

して當時開會中の臨時議會に於て、安達内相に對し緊急質問を以て其の責任を問ひ、又小山検事總長を歴訪して、事件の公正なる取調方を要求した。本問題たる、争議は五十三日間開争の結果相當有利に解決せんとしつゝある時、軍資金に缺乏したる組合同盟側が狼狽して裏切りて解決したる爲め豫期の成績を獲得し得なかつたが、相當威力を示して解決した。

芝真工場争議は、團員五名であるが之又、官憲の無理解なる取締りに依り、團員が、工場主宅を訪問すれば、面會強要とし、裏切職工宅を訪へば強迫として檢束し遂には四名迄を告訴し浦和刑務所に收容され八十日目にして保釋出獄したる情態にて悲惨なる闘ひを續けつゝある。

三、堀切支部の争議は、組合彈壓に原因し既に百十数日の闘ひを續けてゐる。社長及會社重役の頑迷なるはさりながら、所轄寺島警察署、高等係荒井某は、本争議に於ける、會社の相談役同様にして警視廳調停課の調停運動さへ妨害して、解決を困難ならしめたる形跡歴然たるものがある。

檢束延人員六百十六名、之を以つて見ても如何に同志が彈壓と抗して奮闘しつゝあるかを知るであらう。要するに我等は出来る限り避け得るものは避けて交渉を以つて解決にあたり、止むを得ざるものは敢て闘ひを辭せず一度立てば全勢力を傾注して闘ひ貫いて來たのである。

労働争議罷業一覽表

(自昭和四年八月一日 至昭和五年八月十五日)

關係支部	工場名	原因	發生年月日	解決年月日	日數	參加人員	延人員	結果	解雇者	擔任者
本所第一支部	啓正式特許品製作所	工場閉鎖	四・八	一一・二	一五	九〇	八、五五〇	有利	一三	山下
川口支部	上條鑄工所	解雇反對	八・二五	一一・二	一四	二九	四〇六	不利	一	井堀
川口支部	増田工場	待遇改善	九・三	一一・二	一六	七	一六一	有利	一	井堀

大崎第二支部	桑野電機製作所	對勞働條件低下	九・一〇	一一・二	一四	四〇	一六〇	有利	原	
池袋第一支部	中山製作所	組合歴迫	九・一三	一一・二	一四	二七	二七	有利	山下	
川口支部	センターストア	解雇反對	九・一八	一一・二	一五	一八	九〇	有利	井堀	
藤折支部	小林伸鋼所	工場閉鎖	一〇・〇	一一・二	一四	一〇	一、二五〇	不利	井堀	
大崎第八支部	品川製作所	組合同盟幹部組合賃額問題より	一〇・一〇	一一・二	一三	三九	三、九〇〇	有利	五、藤原、成山、松岡	
川口支部	兒玉鑄工所	工場閉鎖	一一・一	一一・二	一	四七	二七	一、二六九	安協	井堀
大崎第八支部	品川製作所	組合歴迫幹部解雇	一一・二	一一・二	一	三九	一六	六二四	有利	一六、山下
川口支部	小櫃鑄工所	解雇反對	一一・四	一一・二	一	二一	二〇	四二〇	有利	一三、井堀
川口支部	川口製作所	解雇反對	一一・五	一一・二	一	二〇	一六	一六〇	有利	一、井堀
澁谷第四支部	池田カミソリ工場	工場閉鎖	一一・五	一一・二	一	三三	四八〇	有利	一五、原	
川口支部	川口溶鐵所	工場閉鎖	一一・五	一一・二	一	四六	一、八八六	有利	七、井堀	
川口支部	高孫鑄工所	賃金値下	一一・五	一一・二	一	九	九〇	有利	井堀	
川口支部	小櫃鑄工所	工場閉鎖	一一・二	一一・二	一	二〇	二八〇	有利	一四、井堀	
川口支部	野崎鑄工所	工場閉鎖	一一・三	一一・二	一	四〇	五、一六〇	不利	二〇、井堀	
月島支部	株式會社シャイリン	組合歴迫全組合員解雇	一一・三	一一・二	一	一六	二四〇	有利	一六、藤原	
川口支部	川口製作所	工場閉鎖	一一・四	一一・二	一	八	六四	有利	八、井堀	